

移動支援重要事項説明書

(令和 8 年 1 月 1 日現在)

1、事業者の概要

名称	NPO 法人アクト練馬たすけあいワーカーズエプロン
法人種別	特定非営利活動法人（NPO 法人）
法人所在地	東京都練馬区石神井町 8-53-24
電話番号	03-6915-9315
代表者氏名	猪狩 英則

2、事業所の概要

事業所の名称	NPO エプロン訪問介護
事業所の所在地	東京都練馬区石神井町 8-53-24
事業所の電話番号	03-6915-9325
サービス提供地域	練馬区
サービス提供曜日・時間	月・火・水・木・金・土・日 6:00~22:00 12月29日~1月3日は休業
受付時間	月曜日から金曜日 9:00~17:00
事業所番号	1362000117 (移動支援)
運営方針	障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境に応じて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、移動その他の生活全般にわたる援助を行う。
自己評価の実施状況	居宅介護員サービス技術自己評価、事業体自己評価を実施している。
第三者評価の実施状況	未実施
職員への研修の実施状況	採用時研修、継続研修年 4 回以上実施

3、事業所の職員体制

職種	資格	常勤（人）	非常勤（人）
管理者(サービス提供責任者兼務)	介護福祉士	1	0
サービス提供責任者	介護福祉士 実務者研修修了者	3 1	0 0
コーディネーター	介護福祉士 実務者研修修了者 初任者研修修了者	1 0 0	1 1 1
従事者	介護福祉士 初任者研修等修了者 実務者研修修了者	0 0 0	15 10 1

» 当事業所の特徴 «

- ・NPO法人として営利を目的とせず、利用者の立場にたったサービスを第一に考えます
- ・チームを組んでサービスにあたります。また、担当の専任コーディネーターにより、迅速な対応をいたします
- ・利用者のプライバシーを守ります
- ・地域の保険・医療・福祉サービス等と連携したサービスの提供に努めます
- ・援助技術の向上のために、定期的にヘルパーの研修を行っています
- ・障害福祉サービスのほかに自費の自立援助サービスや、介護保険のサービスを行っています

4、主たる対象者

特定なし

5、サービスの内容

移動支援

移動支援	身体あり	身体なし
通学介助	身体あり	身体なし
通所介助	身体あり	身体なし
送迎介助	身体あり	身体なし

6、利用料金

(1) 給付費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則1割。

月額負担上限額については、各市区町村長が定めた額。

ただし、利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金をいただきます。料金については別紙「サービス料金表」をご覧ください。

事業者が区市町村から受領した給付費の額については、利用者に通知します。

(2) その他の料金

出発地と目的地が違う場合、ヘルパーのみが移動する部分については自費（プラスサービス）を戴きます。プラスサービス：30分 990円（税込）

(3) 交通費

サービス提供中の交通費の実費を戴きます。

(4) キャンセル料

急なキャンセルの場合は下記の料金をいただきます。キャンセルの場合は至急ご連絡ください。

- ・ご利用の前日の午後5時までにご連絡いただいた場合・・・・無料
- ・ご利用の前日の午後5時までにご連絡いただけなかった場合・・・1,000円

*但し、利用者の緊急な入院、死亡の場合はいただきません。

(5) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までに請求しますので、25日までにお支払いください。支払いは、原則として郵便局の自動口座引き落としてお願いします。ただし、これによりがたい場合は、現金または事業者指定口座への振込みでお願いします。

7、サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 移動支援について移動支援支給決定を受けた方で当事業所のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業所のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、移動支援計画を作成して、サービスの提供を開始します。サービス提供の都度必要な事柄を記録し、ご確認いただきます。契約の有効期間は支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者からの契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 移動支援の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ① 利用者が当事業者に対し7日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも、契約を解除することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 以下の場合には事業者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
 - ・ 利用者がサービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内にお支払いいただけない場合
 - ・ 利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対し本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
 - ・ 利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対し暴力・暴言・ハラスメント等を行なった場合
- ④ 当事業所を閉鎖または縮小する、または当事業者が破産したなどやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合
- ② 移動支援の給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもつて終了します。）

③ 利用者が亡くなった場合

8、緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、別紙「緊急事態に 対応するための連絡カード」に記載のある、主治医、救急隊、ご家族、相談支援専門員等へ連絡いたします。

9、この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	大友 依里 (管理者)
電話番号	03-6915-9325
受付時間	月～金 9:00～17:00

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員
電話番号	03-3993-1344
受付時間	月～金 (祝休日年末年始を除く) 8:30～17:00

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会（事務局）
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月～金 10:00～16:00 (祝休日年末年始を除く)

10、虐待防止のための措置に関する事項

(1) 事業所内の虐待防止のための体制

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、虐待防止に関する責任者を選定します。虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置します。従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施し、新規職員採用時にも実施します。

(2) 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度やその他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、権利擁護センターほっとサポートねりまを適宜紹介します。

(3) 虐待等に係る苦情解決体制の整備に関する事項

虐待等に係る苦情は、当事業所において包括的に設置する上記の苦情対応窓口において受け付けます。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、虐待防止委員会に報告します。

虐待の防止に関する責任者名	大友 依里 (管理者)
---------------	-------------

移動支援利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者

(所在地) 東京都練馬区石神井町8-5 3-2
(名称) NPO法人練馬たすけあいワーカーズエプロン
(代表者) 理事長 猪狩英則

事業所

(所在地) 東京都練馬区石神井町8-5 3-2
(名称) NPOエプロン訪問介護
(説明者)

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける移動支援の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

年 月 日

利用者

(住所)

(氏名)

(代理人または立会人等)

(住所)

(氏名)